

忘れないで!

犬の登録と

狂犬病予防注射

問い合わせ 環境整備課 ☎2154



狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主には、犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が義務付けられています。

狂犬病は、世界で毎年5万人以上が亡くなる感染症



狂犬病は、全ての哺乳類に感染する病気で、人への主な感染源は犬とされており、感染した動物にかまれウイルスが傷口から体内に入ることでも感染します。感染してから発症するまでに感染の有無を診断することは難しく、発症するとほぼ100%死亡し、世界では年間5万5千人もの人々が亡くなっています。

日本では昭和32年を最後に感染は報告されていませんが、平成25年に日本と同じく半世紀に渡り狂犬病のなかった台湾で、野生動物間での流行が報告されました。動物の国際間での往来が増大している今、日本で再び発生しない保障はありません。万一、狂犬病が国内で発生した場合に備え、大切な犬や自身の命を守るため、必ず狂犬病予防注射を受けさせてください。

※ 犬の登録や狂犬病予防注射を怠った場合は、飼い主に20万円以下の罰金が科せられることがあります。

【表1】狂犬病予防注射(集合注射)日程表(雨天決行)

	と き	と ころ
4月17日(水)	9時30分 ~ 10時10分	玖波公民館
	10時25分 ~ 10時50分	玖波7丁目公園
	11時00分 ~ 11時15分	向田公園(玖波中学校横)
	11時25分 ~ 11時40分	三ツ石自治会館
	13時00分 ~ 14時10分	大竹会館
	15時20分 ~ 15時35分	阿多田島漁協前
4月18日(木)	9時30分 ~ 10時10分	コミュニティサロン元町
	10時25分 ~ 10時40分	木野支所
	10時50分 ~ 11時00分	防鹿集会所
	11時10分 ~ 11時20分	安条福祉センター
	11時30分 ~ 11時40分	前飯谷公民館
	12時45分 ~ 12時55分	マロンの里
	13時05分 ~ 13時15分	栗谷支所
	13時25分 ~ 13時35分	後原集会所
4月19日(金)	14時15分 ~ 14時35分	松ヶ原集会所
	9時30分 ~ 10時00分	市役所(南玄関前駐車場)
	10時15分 ~ 10時35分	御園台1号公園
	10時50分 ~ 11時20分	総合市民会館
	11時35分 ~ 12時15分	さかえ公園

狂犬病予防注射の集合注射を実施します



狂犬病予防注射の集合注射を行います。

犬を登録している飼い主には、案内がきを送付しますので、必要事項を記入のうえ、会場にお持ちください。

なお、未登録の犬は、会場で登録できます。

【表2】集合注射の料金

	登録済の犬	未登録の犬
注射代金	2,500円	2,500円
注射済票交付手数料	550円	550円
登録手数料	-	3,000円
合計	3,050円	6,050円

※ 当日は、つり銭がいらぬよう、ご協力ください。会場には犬を制止できる方が連れてきてください。

※ 広原集会所会場は近年、利用者がいないため、今年度から実施しません。

【表3】市指定の獣医師のいる動物病院

病院名	所在地	電話番号
大竹動物病院	大竹市油見3丁目16番9号	☎535441
みどり動物病院	大竹市北栄4番16号	☎521186
のぞか動物病院	廿日市市宮島口西2丁目3番29号	☎0829560073
メリー動物病院	廿日市市大野土井995番地の4	☎0829551515
大野中央もみじ動物病院	廿日市市大野中央4丁目9番38号	☎0829500012
エナミ動物病院	廿日市市宮内978番地の5	☎0829393338
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067番地の2	☎0829386230
松村動物病院	廿日市市宮内4317番地の5	☎0829307770
廿日市動物病院	廿日市市串戸3丁目2番30号	☎0829311200
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4番24号	☎0829325435
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7番16号	☎082-924-5812

集合注射に来られない場合は、動物病院で必ず注射を受けさせてください。

市指定の獣医師のいる動物病院で狂犬病予防注射を受ければ、注射済票を交付（未登録の場合は併せて犬の登録）します。

集合注射を受けられない場合は動物病院へ



※ 集合注射ではなく動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合、注射代金（表2）が異なる場合があります。

市指定の獣医師のいる動物病院以外で狂犬病予防注射を受けた場合は、動物病院が発行した注射済証（注射証明書）を持って、環境整備課で注射済票の交付申請（未登録の場合は併せて犬の登録申請）をしてください。

犬・猫の引取相談は 県動物愛護センターへ

問い合わせ 県動物愛護センター
☎084886511

県動物愛護センターでは、のら犬は狂犬病予防法により保護しますが、猫や飼い犬は、終生飼養の原則に反する場合、引き取れません。

不用意な引き取りが増えれば、譲渡が間に合わず、殺処分することになります。最後まで責任を持って飼育しましょう。

また、のら犬やのら猫を増やさないため、無責任なエサやりや生ごみの放置はやめましょう。



動物飼育のマナー啓発用看板を 無料配布

問い合わせ 公衆衛生推進協議会
☎992112

犬のフンの持ち帰りや、のら猫へのエサやり禁止を啓発するための看板を、無料でお配りしています。

看板の必要な方は、各地区の公衆衛生推進委員または環境保健協力員を通じて、公衆衛生推進協議会に申し込んでください。

